

治安情報 2010 年 第 1 四半期報告書

対象地域	フランス リヨン (及びローヌ・アルプ州)	在リヨン出張駐在官事務所 リヨン日本人会治安情報収集チーム	
		作成日	対象期間
調査方法 新聞 サイト	Le Progrès 仏内閣府 HP	2010 年 3 月 31 日	2010 年 1 月～3 月
集計情報の流布	未	在留邦人対象に各団体及び在リヨン出張駐在官事務所ルート	
調査項目：			

報告要旨

I. 2009 年の軽犯罪統計

II. 安全・治安に関する仏政府の方針

III. 学校をサボる生徒に欠席理由証明を提供するインターネット・サイト

I. 2009 年の軽犯罪統計

全国的傾向

1月14日、ブリス・オルトフー内務・海外県・海外領土・地方自治体大臣が、2009年度の治安に関する結果報告の記者会見で、2008年と比較して一般的犯罪発生率が-1.04%、市民に直接被害を与える近隣軽犯罪が-1.43%、所有物・不動産等の財産に関する犯罪が-0.71%減少したと発表しました。最初の8ヶ月は上昇が見られたものの、これで、7年連続で軽犯罪率が低下していることになります。

(以上仏内閣府 HP、2010年1月20日付)

ローヌ県における傾向

ローヌ県では、2009年度に12万467件の軽犯罪件数が報告されており、2008年比で1000件少なくなっています。といっても、これは5分に1件の割合に相当します。近隣軽犯罪数についても、発生件数は5万203件で、前年比で0.37%低下しています。

- 解決率

解決率は一般的犯罪が38%、近隣軽犯罪が13%で、検挙者は4万454人にのぼりました。

- 強盗事件

つい最近発生した、未成年が洋服を買うためにパン屋に押し入った事件に象徴されるように、2008年に現れた、若者が近所の小規模商店を狙う「とっさの思いつき強盗」の現象が急増しました。

- 空き巣・盜難

犯罪統計のもうひとつの汚点で、2008年比で6.12%（最初の8ヶ月間は10%）の上昇が見られます。個人宅、店舗を含める空き巣・盜難の発生件数は1万920件にのぼっています。

ローヌ県における2009年の犯罪統計（2008年比）			
報告件数	一般的犯罪	-0.71%	12万467件
	近隣軽犯罪	-1.37%	5万203件
	うち空き巣・盜難	+6.12%	1万920件
	うち個人に対する被害	-5.98%	1万6091件
解決率（件数）	一般的犯罪	+1.77%	4万5657件
	近隣軽犯罪	+21.94%	6558件
	検挙者数	+0.54%	4万454人
	うち未成年	-2.27%	7262人

道路交通安全	交通事故	+4.4%	2127 件
	負傷者	+1.3%	2561 人
	死者	+41.5%	75 人

(以上プログレ紙、1月15日付)

II. 国内治安に関する仏政府の指針及び計画法

2月9日から下院で審議が始まる「国内治安に関する指針及び計画法案」には、2013年までの国家警察及び国家憲兵隊の戦略が詳述されています。法案の内容は、テロ防止対策から、交通違反取締り、家庭内暴力、インターネット犯罪、警視庁科学技術研究所の強化まで多岐にわたります。詳細は以下のとおりです。

1. インターネット

インターネット上における偽称罪の制定。インターネット接続サービスプロバイダーに対する児童ポルノ関連コンテンツのブロッキングの義務付け。

2. 防犯カメラの増設

公道上における個人の防犯カメラ監視の適用範囲を拡大し、録画映像視覚に関する規制を緩和する。県知事は、公共の秩序、安全を乱す可能性のある大規模なデモ行進や集会が行われる場合にカメラの臨時設置を許可することができる。

3. 道路交通法

最も重大な道路交通法違反について：

- ・ 違反者が車両所有者の場合に付加される補充刑（車両没収）の制定
- ・ 過失傷害または致死を引き起こした犯罪者に対し、呼気アルコール検知器による発進防止システムが装備されていない車の運転を最高5年間禁止する。
- ・ 運転免許証のポイントの不正取引に対する刑事告発

4. ボディースキャナーの試験的使用

5. 未成年者保護の強化

県知事は、同伴者なしの13歳の未成年に対して23時から6時までの外出禁止令を発令することができる。未成年者の両親が保護者責任契約書への署名を拒否した場合に、県議会議長は家族手当の支払いを停止することができる。

6. 弱者に対する窃盗行為

弱者に対して窃盗行為をはたらいた場合の刑の加重：

- ・ 7年の拘禁刑及び罰金 10 万ユーロ。
- ・ 暴力行為を伴う窃盗行為の場合は 10 年の拘禁刑及び罰金 15 万ユーロ。

7. 新しい軽罪、呼気アルコール検知テスト、ビデオ会議

- ・ 宣伝を目的とした公共の場での現金配布に関する軽罪の制定
- ・ 「公共の場での不法販売」罪の制定
- ・ 夜間営業のバーやディスコに対する呼気アルコール検地テストの装備の義務付け
- ・ 刑事手続きの一環としてビデオ会議を導入
- ・ 不法滞在の外国人専用の行政拘禁センターに、ビデオ会議用の審問室設置を可能にする（警察官による裁判所への護送を避けるため）。

(以上プログレ紙、2月9日付)

III. 学校をサボる生徒に欠席理由証明を提供するインターネット・サイト

フランスでは生徒が授業に出ない場合に欠席理由証明書を提出しなければなりませんが、4月12日に公式オープンする予定の、偽の欠席証明書を販売する新しいインターネット・サイト（Xkiouze.com）の出現に対し、文部省は対応策を模索し、このサイトの合法性や掲載内容の真偽について調査している。

このサイトが掲げるメッセージは、「時に学校を休みたい気持ちはよく分かります。当サイトでは、担任の先生に提出する欠席理由証明書が利用できます。このサービスを利用して、人生を思いきりエンジョイしてください。その上、テストの0点も免れられて平均点が下がらません！」といった内容。さらに、「先着1000名の登録者は無料で欠席証明書一通を予約できる」という宣伝も掲載されている。

欠席理由証明書の種類としては、医師の診断書、盗難届、親族死亡届、運転免許試験受験証明書、通学電車の遅延証明書などがある。生徒は任意の証明を選ぶと、24時間以内にこれを受け取ることができる。料金は7.90ユーロ（証明書1通）から34.90ユーロ（証明書6通のパッケージ）まで。

商業登記されていないなど、同企業（Xkiouze.com）の正当性についていくつかの疑問があるが、法学者によると、もし同サイトのサービスが実際にスタートした場合には「偽造と同一視される」ことになる。

(以上プログレ紙、3月2日付)